

原発は直下地震に耐えられない！

耐震設計審査指針を抜本的に強化せよ！



阪神・淡路大震災」はどこでも起こりうる

阪神・淡路大震災から10年が経ちました。マグニチュード7.3(M7.3)の大地震が都市部の直下で起こったのです。巨大なビルや高速道路が一瞬にして倒壊しました。私たちはこのとき直下地震の恐ろしさをイヤというほど思い知らされました。

この地震を受けて、中央防災会議は「M7.3以下の地震は、活断層が地表に見られていない潜在的な断層によるものも少なくないことから、どこでもこのような規模の被害地震が発生する可能性がある」との考えに基づき、防災上の観点から、M6台の最大であるM6.9の地震を想定」しています。

原発では直下地震はM6.5しか考慮せず

ところが、**原発では直下地震としてM6.5しか想定していません。**直下地震で原発が破壊されれば、大量の放射能が放出されるため、地震災害と放射能災害が同時に発生し、一層深刻な被害がもたらされます。最悪の場合には、地域や県境を越えて、国家の破滅につながりかねません。にもかかわらず、原発では、一般の地震防災より小

さな直下地震しか想定されていないのです。

そのため、この直下地震をどこまで想定するかをめぐって、今、原子力安全委員会の耐震指針検討分科会で大激論になっています。

実は、1981年に決められた原発の耐震設計審査指針を改定するため、4年前からこの分科会で議論が行われています。その最大の問題がこの「直下地震をどこまで大きく設定するか」という問題なのです。

若狭ネットで耐震指針改定の申し入れ

そこで、私たち若狭ネットは7月29日、山本喜代宏社民党衆議院議員を紹介議員として、原子力安全委員会へ申し入れを行いました。これは4年前に61団体112個人の連名で提出した申し入れの内容を引き継ぐものです。4年前に始まった耐震指針検討分科会での議論が、今年3月末以降急ピッチで進められ、事務局が強引に指針改定のとりまとめを行おうとしているのです。指針が早く厳格に改定されればいいのですが、早く改悪されてはたまったものではありません。そのため、緊急の申し入れを若狭ネットで行いました。



原子力安全委員会事務局へ申し入れを手渡す

ところが、4年前と同様に申し入れを分科会の正式配付資料として配布するよう依頼したところ、事務局としてそれは約束できません」と拒否してきました。そこで、私たちは、4年前の耐震指針検討分科会の速記録を示し、当時の事務局が「**今後はこのような意見がほかにも出てくると思われ**ますので、**その都度この場でご紹介したい**と思います。」と説明したこと、青山主査が「この資料につきましては、各委員に内容をご確認いただきまして、今後検討課題を抽出していく中で、一資料として考慮していただくことにしたい」と位置づけていたことを根拠に、今回も資料配付するよう強く求めました。

しかし、事務局は「今後、意見募集をするので、国民の声はそこで聞くから分科会では配布しない」と居直ってきました。事務局は一体何を恐れているのでしょうか。耐震指針検討分科会の委員が私たちの申し入れに影響されることを恐れているのでしょうか。国民の声から委員を隔離して、委員の間だけで合意を取り付けようとしているのでしょうか。全く理解できません。そこで、事務局で申し入れへの対応を再度検討してもらい、事務局から山本議員宛に文書で、どのように対応したか、申し入れを分科会で配布しない場合には、4年前にしたことが今回なぜできないのかを回答することになりました。

原発重大事故容認への転換を許すな

耐震設計審査指針の改定では直下地震のほかに、いくつか重要な問題があります。そのうちのひとつが「安全目標と確率論的安全評価PSAによる安全規制の導入」です。

原子力安全委員会は、これまでのような「原発重大事故を起こさないように規制する」という方針を捨て、**重大事故を完全に防ぐことはできない**との観点から**炉心損傷事故は1万炉年に1回程**

度は容認する」という安全目標」を導入し、原発への安全規制を緩めようとしています。そのテコとなるのが確率論的安全評価PSAの手法です。この手法は重大事故が起こる可能性を確率として計算するものです。この手法は「**原発のどの部分が他の部分と比べて安全上弱いのか**」を調べる相対評価の手法としてはいいのですが、地震による原発重大事故の発生確率を求める絶対評価の手法としては、信頼できません。というのは「**仮定の上に仮定を積み重ねる**」ため曖昧さが大きく、**元になるデータの信頼性も乏しい**」ため、計算誤差が2~3桁になり使い物にならないからです。このような手法で重大事故の確率を計算し、「**重大事故の発生確率が小さいから大丈夫だ**」と言われても到底納得できません。

若狭ネットの申し入れでは、安全目標を導入せず、確率論的安全評価による安全規制へ転換しないように求めています。

原文振の講師派遣は「妨害しない」

この申し入れに先だち、7月10日の予定で会場を押さえ、1ヶ月以上前に原子力文化振興財団を通じて講師派遣を依頼したところ、担当者から「**原子力安全委員会にお問い合わせさせていただきました。その結果、今回のご講演はお引き受けできないとのお返事を頂きました。**」と拒否されました。申し入れの際、この点を事務局に問いただしたところ、「**相談を受けたことは事実だが、講師として個人を指定して依頼された」と誤解していた**」と言い訳をし、今後、例えば9月に同様の講師派遣の依頼をした際には「**妨害するようなまねはしません。**」原文振に対してこの先生を派遣するなどは申しません。」と約束しました。

私たちは、今後も皆さんとともに、あらゆる手段を用いて耐震設計審査指針の抜本的強化を求めていきたいと思ひます。共に頑張りましょう。